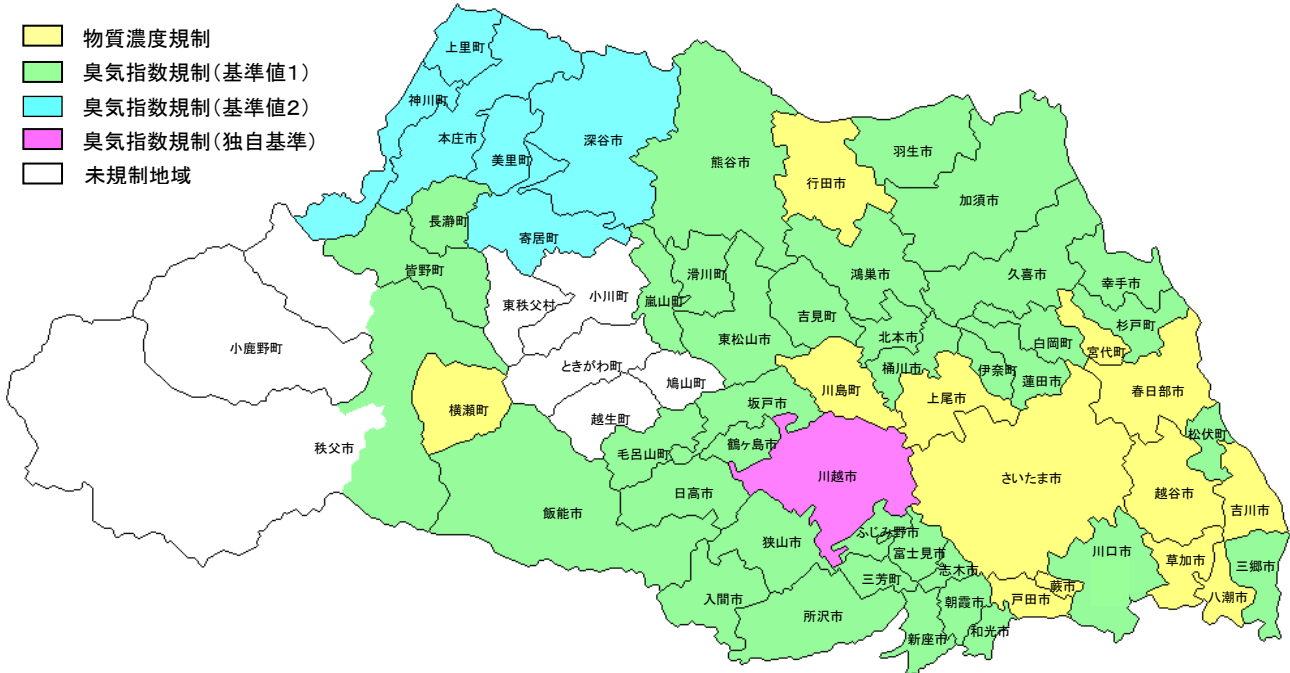


悪臭防止法（臭気指数規制）について

○悪臭防止法規制地域



1. 敷地境界線における規制基準

区 域 区 分		基 準 値	
		基準値(1)	基準値(2)
A 区域	(B、C区域を除く区域)	臭気指数15	臭気指数15
B 区域	(農業振興地域)	臭気指数18	臭気指数21
C 区域	(工業地域・工業専用地域)	臭気指数18	臭気指数18

2. 煙突等の排出口における規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の2に定める換算式により算出します。

3. 排出水中の規制基準

基準は、敷地境界線の基準を用いて、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める換算式により算出します。

換算式 $I_w = L + 16$

I_w : (排出水の臭気指数)

L : (敷地境界線における規制基準)

【臭気指数】

臭気濃度の値の対数に10を乗じた数値。

臭気指数 = $10 \times \log_{10}$ (臭気濃度)

例: 臭気濃度63の場合…

$10 \times \log_{10} 63 \div 18$

臭気指数は18となる。

【臭気濃度】

人間の嗅覚で臭気を感じることができなくなるまで希釈した場合におけるその希釈倍数。

例えば、1000倍に無臭空気希釈したときににおいを感じできなくなれば、臭気濃度1000の臭気となる。

注: 独自の基準を設けている地域につきましては、各市町村のホームページをご覧ください。